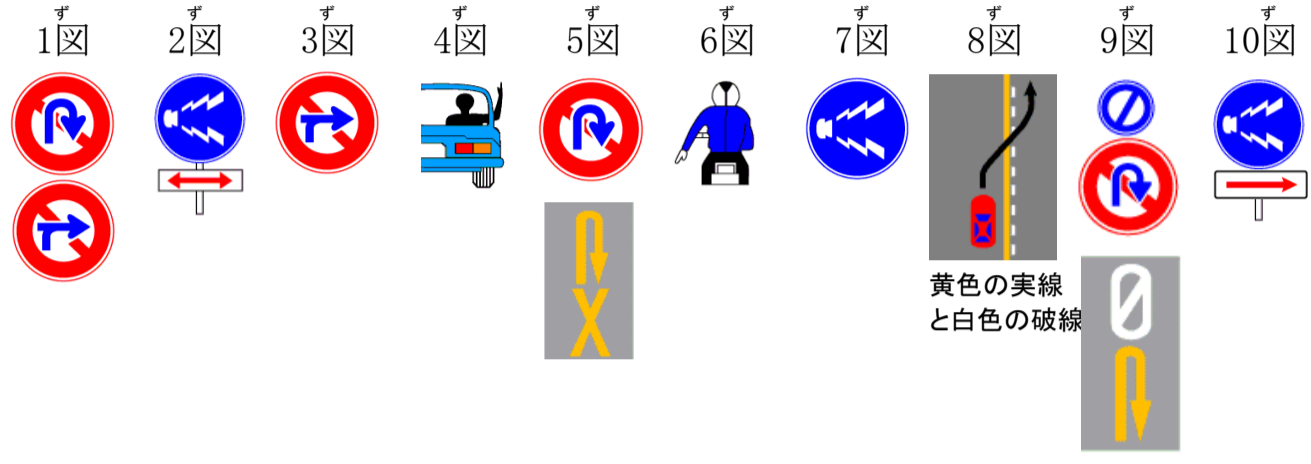


履修番号8

- 問題 1 転回するときの合図の時期は、転回しようとする時の約3秒前である。
- 問題 2 1図のような標識がある場所では、車は、転回や横断、後退を行ってはならない。
- 問題 3 9図の標識と標示は、転回禁止の区間が終わりであることを表している。
- 問題 4 2図の標識がある場所を通行するときは、たとえ危険がない場合であっても、必ず警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 5 左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角、見通しのきかない上り坂の頂上付近では、必ず警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 6 車は走行中みだりに進路を変えてはならない。
- 問題 7 10図の標識より向こう側は警笛区間であることを表している。
- 問題 8 3図の標識は、自動車の横断が禁止されているのであって、原動機付自転車は除かれる。
- 問題 9 進路変更のとき、後方から接近してくる車に急ブレーキや急ハンドルでさげさせるような方法で、進路を変えてはならない。
- 問題 10 左折の合図を止めるのは、左折が終わった3秒後である。
- 問題 11 4図(後方から見たもの)のように、運転者が腕を車の外に出してひじを垂直に曲げた図は、右折することを表している。
- 問題 12 車を運転するときは、みだりに進路を変えてはならないが、やむを得ず進路を変えるときは、バックミラーや目視で、安全を確かめることが大切である。
- 問題 13 5図の標識・標示のあるところでは、他の車の正常な通行を妨げるおそれがないときでも転回することはできない。
- 問題 14 2図の標識がある区間で追い越しをするときは、警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 15 車は、ほかの車の前方に急に割り込んだり、並進している車に幅寄せをしてはならない。
- 問題 16 黄色の線で区画されている車両通行帯でも、後続車がない場合はその線をこえて進路を変えてもよい。
- 問題 17 二輪車を運転中、徐行するために6図のような手による合図をした。
- 問題 18 6図の手による合図は左折の合図である。
- 問題 19 進路変更は、後方から接近する車との十分な距離がない場合であっても、すばやく進路を変えた方がよい。
- 問題 20 車が横断、転回、後退したりすることは、交通の流れに逆らう運転になるので、歩行者やほかの車の正常な交通を妨げないように、十分注意する必要がある。
- 問題 21 後退の合図の時期は後退しようとする30メートル手前である。
- 問題 22 進路変更や転回などをしようとするときは、あらかじめバックミラーなどで安全を確かめた後に合図を行う。
- 問題 23 7図の標識のある場所でも、交通量が少ないときは、警音器を鳴らさないで速度を落とせばよい。
- 問題 24 車両通行帯のある道路で8図のように進路を変えることができる。
- 問題 25 10図の標識より向こう側は左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角、見通しのきかない上り坂の頂上付近では、必ず警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 26 住宅街の道路で子供が遊んでいて、車が近づくのには気づかないので、警音器を鳴らした。
- 問題 27 1図のような2つの標識は、車両の横断と転回禁止であり、後退は禁止されていない。
- 問題 28 転回するときの合図の時期は、転回しようとする地点の30メートル手前の地点に達したときである。
- 問題 29 環状交差点に入ろうとするときは、環状交差点の30メートル手前の地点で合図を出さなければならない。
- 問題 30 交通の状況から判断して、進路変更することに少しでも不安を感じた場合は、進路変更をしない。
- 問題 31 右左折などの行為が終わったときの合図を止める時期は右左折の行為が終わった3秒後である。
- 問題 32 5図の標識と標示は、転回禁止を表している。
- 問題 33 同一方向に進行しながら進路を変えようとするときの合図の時期は、進路を変えようとするときの約30メートル手前の地点である。
- 問題 34 7図の標識があっても危険でないと判断したときは、警音器を鳴らさなくてもよい。
- 問題 35 進路を変更するときは、まず合図を出してから安全を確かめるのがよい。
- 問題 36 環状交差点を出るときは、出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したときに左に合図を出す。
- 問題 37 進路を変えるときは、前後に車がないときでも合図をしなければならぬ。
- 問題 38 環状交差点に入ろうとするときは、合図を出さなくてよい。
- 問題 39 7図の標識がある場所を通るときは、危険をさけるために、昼夜の別なく警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 40 前の車が進路を変えるための合図をしているときは、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならない場合以外は、その進路の変更を妨げてはならない。
- 問題 41 停止しようとする時の合図の時期は停止しようとする時である。
- 問題 42 3図の標識は、車両の横断(道路外の施設または場所)に出入りするための左折を伴う横断を除くを禁止していることを表している。
- 問題 43 10図の標識がある場所を通行するときは、たとえ危険がない場合であっても、必ず警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 44 合図は、その行為が終わった後も安全のためしばらく続けたほうがよい。

- 問題 45 3図の標識は右折禁止の標識である。
- 問題 46 環状交差点を出るときは、出ようとする出口の30メートル手前の地点で左に合図を出す。
- 問題 47 見通しのきかない上り坂の頂上を通行するときはそこに「警笛鳴らせ」の標識がなくても警音器を鳴らさなければならない。
- 問題 48 警音器は、危険防止のためやむを得ない場合であっても「警笛鳴らせ」の標識がなければ鳴らしてはならない。
- 問題 49 7図の標識があるところでは、危険をさけるためやむをえない場合は警音器を鳴らさなければならないことを示している。
- 問題 50 バックでの発進は危険なので、車庫などに入れるときは、発進しやすいようにあらかじめバックで入れておくとよい。



履修番号8 解答



もんだい 問題 1	×		もんだい 問題 26	×	
もんだい 問題 2	×		もんだい 問題 27	○	
もんだい 問題 3	○		もんだい 問題 28	○	
もんだい 問題 4	×		もんだい 問題 29	×	
もんだい 問題 5	×		もんだい 問題 30	○	
もんだい 問題 6	○		もんだい 問題 31	×	
もんだい 問題 7	○		もんだい 問題 32	○	
もんだい 問題 8	×		もんだい 問題 33	×	
もんだい 問題 9	○		もんだい 問題 34	×	
もんだい 問題 10	×		もんだい 問題 35	×	
もんだい 問題 11	×		もんだい 問題 36	○	
もんだい 問題 12	○		もんだい 問題 37	○	
もんだい 問題 13	○		もんだい 問題 38	○	
もんだい 問題 14	×		もんだい 問題 39	○	
もんだい 問題 15	○		もんだい 問題 40	○	
もんだい 問題 16	×		もんだい 問題 41	○	
もんだい 問題 17	○		もんだい 問題 42	○	
もんだい 問題 18	×		もんだい 問題 43	×	
もんだい 問題 19	×		もんだい 問題 44	×	
もんだい 問題 20	○		もんだい 問題 45	×	
もんだい 問題 21	×		もんだい 問題 46	×	
もんだい 問題 22	○		もんだい 問題 47	×	
もんだい 問題 23	×		もんだい 問題 48	×	
もんだい 問題 24	×		もんだい 問題 49	×	
もんだい 問題 25	○		もんだい 問題 50	○	

☆見直しのポイント

不正解だった問題やわからなかった問題は、学科教本にマークし、後で暗記できる状態(明日になると忘れてしまいますので・・・)にしておきましょう。→問題で覚えると、文章などが変わるとわからなくなります。